

裁判年月日 令和 2年 6月10日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決
事件番号 令元（ワ）33574号
事件名 発信者情報開示請求事件
文献番号 2020WLJPCA06108008

福岡市（以下省略）

原告	X
同訴訟代理人弁護士	篠原優太
同訴訟復代理人弁護士	千葉哲也
東京都港区（以下省略）	
被告	ソフトバンク株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	五十嵐敦
同	小林央典
同	平龍大

主文

- 1 被告は，原告に対し，別紙「発信者情報目録」記載の情報を開示せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は，インターネットの電子掲示板への投稿によりプライバシー権及び名誉権を侵害されたとする原告が，当該投稿をした者に対する損害賠償請求権の行使のために必要であると主張して，被告に対し，特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）4条1項に基づき，上記投稿に係る発信者情報の開示を求める事案である。

- 1 前提事実（後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）
 - (1) 被告は，電気通信事業等を営む株式会社であり，別紙「投稿記事目録」記載のア

イ・ピー・アドレスの管理等を行なっている経由プロバイダである。(弁論の全趣旨)

(2) 氏名不詳者は、インターネット掲示板「〇〇」九州版の「福岡風俗・お店」掲示板にある「中州ソーパ a 店 170」と題するスレッド(以下「本件スレッド」という。)に、別紙「投稿記事目録」にある「IPアドレス」欄記載のアイ・ピー・アドレスを用いて、「投稿日時」欄記載の年月日及び時刻に、「投稿内容」欄記載の投稿(以下「本件投稿」という。)をした。(甲1, 弁論の全趣旨)

2 争点

(1) 本件投稿と原告の同定可能性

(原告の主張)

原告は、a店(以下「本件店舗」という。)というソーブランド店において源氏名「B」として、ソー嬢をしているところ、本件投稿は、本件店舗についての本件スレッドに投稿された原告の本名を内容とするものであるから、本件投稿の閲覧者が原告について述べた投稿であると認識することは容易であり、本件投稿には同定可能性が認められる。

(被告の主張)

本件投稿は、原告と本件店舗との関係性を示す記載を含まないし、また、「X」との読みの氏名を有する者は原告以外にも存在する可能性がある。さらに、本件サイトには原告の源氏名である「B」を窺わせる記載は一切ない。

したがって、一般閲覧者の通常の注意と読み方を基準とすれば、本件投稿が原告を対象とするものであることが明らかではない。

(2) 本件投稿による権利侵害の明白性(法4条1項1号)

(原告の主張)

原告は、本名を公開され、プライバシー権を侵害されたほか、職業の性質上、社会的評価を下げる事実を摘示されたといえ、名誉権も侵害された。

さらに、違法性阻却事由の存在を窺わせる事情は存在しない。

(被告の主張)

本件投稿は、原告の氏名の仮名読みを記載するにとどまり、一般人の感受性を基準として当該私人の立場に立った場合、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であるとはいえないし、一般閲覧者の通常の注意と読み方を基準として、原告の社会的評価を低下させることが明らかであるとはいえない。

また、本件投稿について違法性阻却事由の存在を窺わせるような事情が存在しないことも明らかであるとはいえない。

(3) 発信者情報の開示を受けるべき正当な理由

(原告の主張)

原告は、本件投稿を行った者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求等をする予定であるが、この権利を行使するためには、被告が保有する発信者情報の開示を受ける必要がある。

(被告の主張)

不知又は争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (本件投稿と原告の同定可能性) について

証拠(甲1, 4, 7)及び弁論の全趣旨によれば, 原告は, 福岡市に居住し, 風俗店である本件店舗において, 風俗嬢として源氏名を用いて勤務していること, 本件投稿は, 同市所在の本件店舗を話題とする本件スレッドに原告の氏名の仮名読みである「X」を投稿したものであることが認められる。

以上に加え, 原告の氏名の仮名読みがありふれたものとはいいがたいことも踏まえれば, 一般的な注意と読み方をもって本件投稿を閲覧した場合, 原告の氏名を摘示し, 原告を対象として記載されていることを認識し得るといふべきである。

2 争点(2) (本件投稿による権利侵害の明白性) について

本件投稿は, 風俗店である本件店舗を話題としている本件スレッドに女性である原告の氏名が摘示したものであることからすれば, 原告が風俗店である本件店舗に風俗嬢として勤務していることを摘示しており, 風俗嬢として風俗店に勤務しているという情報は, 一般人の感受性を基準にして他人に知られたくないと感じる私的な事柄であると認められ, 本件投稿は, 原告のプライバシー権を侵害し, これを正当化させる事情は窺われない。

以上によれば, その余を判断するまでもなく, 本件投稿による権利侵害は明白といえる。

3 争点(3) (発信者情報の開示を受けるべき正当な理由) について

弁論の全趣旨によれば, 本件の開示請求は, 原告が本件投稿を行った者に対して損害賠償等の請求を行うためにされたものと認められるから, 発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある。

第4 結論

以上によれば, 原告の請求は理由があるからこれを認容することとして, 主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第43部

(裁判官 加藤靖之)

別紙

発信者情報目録

別紙投稿記事目録記載のアイ・ピー・アドレスを, 同目録記載の投稿日時頃に被告から割り当てられていた契約者に関する以下の情報

- 1 氏名又は名称
- 2 住所
- 3 電子メールアドレス

〈以下省略〉
